

# 平成23年第1回定例会 教育警察常任委員会

ページ

## I 議案補充説明

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 議案第35号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」 | 1 |
| 議案第36号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」 | 3 |

## II 所管事項説明

|   |    |
|---|----|
| 1 少人数教育の推進について  | 4  |
| 2 高校生・特別支援学校高等部生の就職対策について                             | 6  |
| 3 ケータイ・ネット対策について<br>(「学校非公式サイト対策推進事業」のまとめと今後の方向性について) | 10 |
| 4 「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」案について                           | 12 |
| 5 津市屋内総合スポーツ施設(武道施設)について                              | 24 |
| 6 平成21年度包括外部監査結果(教育委員会関係)に対する対応結果について                 | 26 |
| 7 審議会等の審議状況について                                       | 43 |

### 《添付資料》

- ・別添資料1 「ケータイ・ネット対策」関係資料
- ・別添資料2 「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」(案)
- ・別添資料3 武道施設建設に係る支援について(要望)
- ・別添資料4 上げ馬神事(猪名部神社、多度大社)について

平成23年3月9日

教育委員会

## 議案第35号

### 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

平成23年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動及び国における小学校の学級編制標準の引下げ等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 平成23年度の児童生徒数

平成22年度に比べ、全体で約1,970人の減となる見込み

小学校：約2,110人減 中学校：約520人増

高等学校：440人減 特別支援学校：約60人増

##### (2) 国で定める定数（法定数）

小学校1年生の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられることによる定数増と、児童生徒数の増減及び研修等定数の増減等により、全体で70人の増

小学校：9人増 中学校：60人増

高等学校：17人減 特別支援学校：18人増

##### (3) 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52（小学校40人、中学校12人）を継続して配置する一方、学校統廃合加配の減少などにより、5人の減

また、県立学校では、実習助手と学校司書県単分の法定数への振替や現業職員の定数整理等により43人減となり、全体で48人の減

小学校：2人減 中学校：3人減

高等学校：29人減 特別支援学校：14人減

以上のことから、平成23年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成22年度に比べ、22人の増加で、合計で15,945人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

|        | 平成23年度 |      |        | 平成22年度 |      |        | 増減  |      |      |
|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|-----|------|------|
|        | 法定数    | 県単定数 | 条例定数   | 法定数    | 県単定数 | 条例定数   | 法定数 | 県単定数 | 条例定数 |
| 小学校    | 7,110  | 76   | 7,186  | 7,101  | 78   | 7,179  | +9  | △2   | +7   |
| 中学校    | 3,891  | 67   | 3,958  | 3,831  | 70   | 3,901  | +60 | △3   | +57  |
| 高等学校   | 3,552  | 153  | 3,705  | 3,569  | 182  | 3,751  | △17 | △29  | △46  |
| 特別支援学校 | 1,040  | 56   | 1,096  | 1,022  | 70   | 1,092  | +18 | △14  | +4   |
| 合計     | 15,593 | 352  | 15,945 | 15,523 | 400  | 15,923 | +70 | △48  | +22  |

#### 3 施行期日

平成23年4月1日

# 条例定数の増減

| 校 種             | 定 数             | 平成 2 2 年度 | 平成 2 3 年度 | 増 減   |      |
|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-------|------|
| 小 学 校           | 標 準 法 定 数       | 7,101     | 7,110     | 9     |      |
|                 | 県 単 定 数         | 少 人 数 教 育 | 40        | 40    | 0    |
|                 |                 | 学 校 統 合   | 7         | 6     | ▲ 1  |
|                 |                 | 充 指 導 主 事 | 11        | 10    | ▲ 1  |
|                 |                 | そ の 他     | 20        | 20    | 0    |
|                 |                 | 計         | 78        | 76    | ▲ 2  |
|                 | 合 計 ( 条 例 定 数 ) |           | 7,179     | 7,186 | 7    |
| 中 学 校           | 標 準 法 定 数       | 3,831     | 3,891     | 60    |      |
|                 | 県 単 定 数         | 少 人 数 教 育 | 12        | 12    | 0    |
|                 |                 | 学 校 統 合   | 2         | 0     | ▲ 2  |
|                 |                 | 充 指 導 主 事 | 10        | 9     | ▲ 1  |
|                 |                 | そ の 他     | 46        | 46    | 0    |
|                 |                 | 計         | 70        | 67    | ▲ 3  |
|                 | 合 計 ( 条 例 定 数 ) |           | 3,901     | 3,958 | 57   |
| 高 等 学 校         | 標 準 法 定 数       | 3,569     | 3,552     | ▲ 17  |      |
|                 | 県 単 定 数         | 充 指 導 主 事 | 26        | 27    | 1    |
|                 |                 | 事 務 職 員   | 3         | 4     | 1    |
|                 |                 | 学 校 司 書   | 42        | 24    | ▲ 18 |
|                 |                 | そ の 他     | 111       | 98    | ▲ 13 |
|                 |                 | 計         | 182       | 153   | ▲ 29 |
|                 | 合 計 ( 条 例 定 数 ) |           | 3,751     | 3,705 | ▲ 46 |
| 特 別 支 援 学 校     | 標 準 法 定 数       | 1,022     | 1,040     | 18    |      |
|                 | 県 単 定 数         | 充 指 導 主 事 | 1         | 2     | 1    |
|                 |                 | そ の 他     | 69        | 54    | ▲ 15 |
|                 |                 | 計         | 70        | 56    | ▲ 14 |
| 合 計 ( 条 例 定 数 ) |                 | 1,092     | 1,096     | 4     |      |
| 県 計             | 標 準 法 定 数       | 15,523    | 15,593    | 70    |      |
|                 | 県 単 定 数         | 400       | 352       | ▲ 48  |      |
|                 | 条 例 定 数         | 15,923    | 15,945    | 22    |      |

## 議案第36号

### 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立桑名高等学校衛生看護分校、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校を廃止します。

#### 2 改正内容

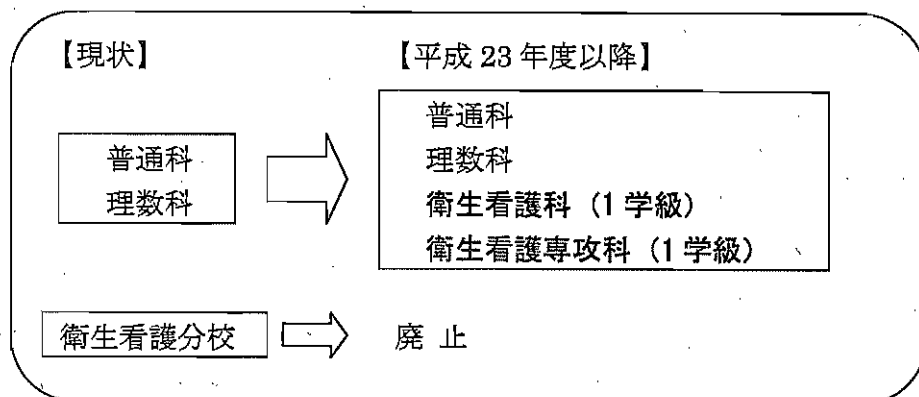
三重県立桑名高等学校衛生看護分校、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校に係る規定を削除します。

#### 3 施行期日

平成23年4月1日

#### 【参考】

- ・桑名高等学校衛生看護分校廃止後の桑名高等学校全日制の状況



- ・上野商業高等学校、上野工業高等学校及び上野農業高等学校の伊賀白鳳高等学校への年次移行の状況

| 学校名          | 学年  | 20年度       | 21年度 | 22年度 | 23年度        |
|--------------|-----|------------|------|------|-------------|
| 上野商業<br>高等学校 | 3年生 | ○          | ○    | ○    | 22年度末<br>廃校 |
|              | 2年生 | ○          | ○    | —    |             |
|              | 1年生 | ○          | —    | —    |             |
| 上野工業<br>高等学校 | 3年生 | ○          | ○    | ○    |             |
|              | 2年生 | ○          | ○    | —    |             |
|              | 1年生 | ○          | —    | —    |             |
| 上野農業<br>高等学校 | 3年生 | ○          | ○    | ○    |             |
|              | 2年生 | ○          | ○    | —    |             |
|              | 1年生 | ○          | —    | —    |             |
| 伊賀白鳳<br>高等学校 | 3年生 | 21年度<br>開校 | —    | —    | ○           |
|              | 2年生 |            | —    | ○    | ○           |
|              | 1年生 |            | ○    | ○    | ○           |

# 1 少人数教育の推進について

## 1 平成23年度の取組概要

児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進し、基本的な生活習慣や学力の確かな定着・向上を図るため、以下の取組を進めることとしています。

### (1) 小学校1年生での35人学級の実施（定数65人）

国における学級編制標準の見直しを受け、小学校1年生での35人を標準とした学級編制を実施します。

### (2) 本県独自の少人数教育の取組の継続

国の制度による小学校1年生の35人学級編制のもと、本県独自の少人数教育の取組を継続します。

#### ① 小学校1、2年生での30人学級の継続（定数82人）

小学校1、2年生での30人を基準とした学級編制（ただし、下限25人）を継続して実施します。

#### ② 中学校での35人学級の弾力的実施の継続（定数56人、非常勤30人）

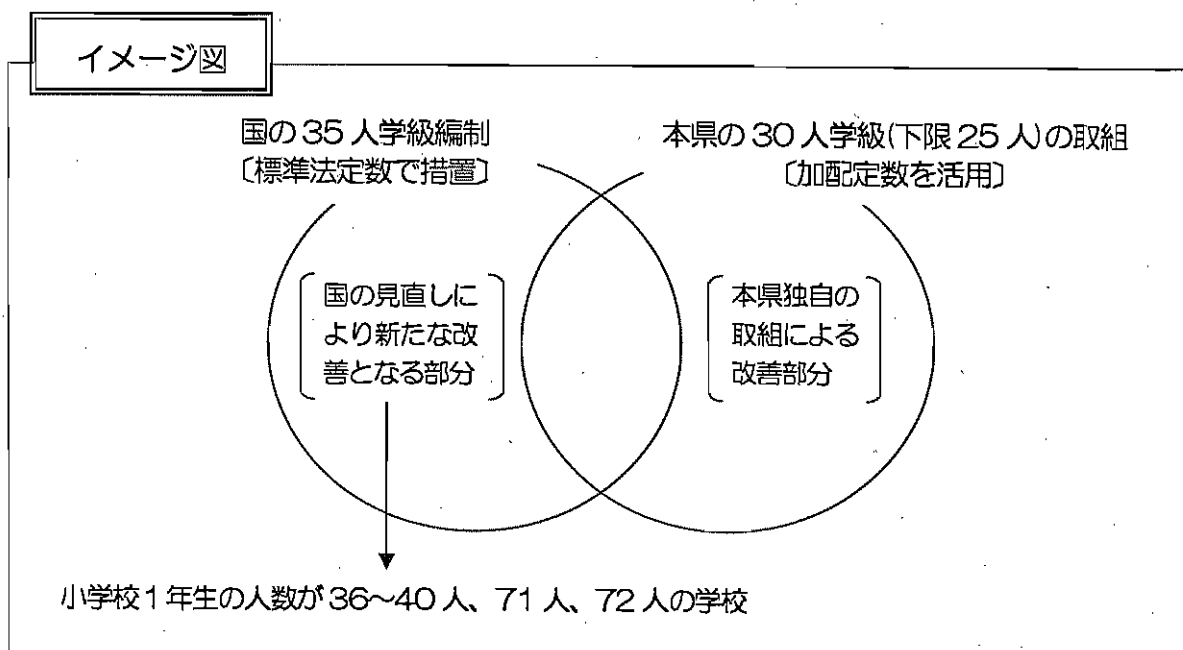
中学校1年生での35人を基準とした学級編制（ただし、下限25人）を引き続き実施するとともに、各学校の実情に応じて、2年生あるいは3年生に弾力的に振り替えられる制度を継続します。

#### ③ 少人数授業などのための教員配置の継続（定数52人、非常勤235人）

小中学校において、各学校の実情に応じ、少人数授業などを実施するための教員配置を継続（小学校：定数40人、非常勤185人、中学校：定数12人、非常勤50人）し、きめ細かな少人数教育を推進します。

## 2 小学校1年生における少人数教育の推進

国の学級編制標準の見直しと本県独自の30人学級（下限25人）の取組とを連動させて、少人数教育を推進します。



40人学級編制(現行)と35人学級編制、30人(下限25人)学級編制における学級数の比較

| 児童数 | 40人編制 | 35人編制 | 30人<br>下限<br>25人 |
|-----|-------|-------|------------------|
| 21  | 1     | 1     | 1                |
| 22  | 1     | 1     | 1                |
| 23  | 1     | 1     | 1                |
| 24  | 1     | 1     | 1                |
| 25  | 1     | 1     | 1                |
| 26  | 1     | 1     | 1                |
| 27  | 1     | 1     | 1                |
| 28  | 1     | 1     | 1                |
| 29  | 1     | 1     | 1                |
| 30  | 1     | 1     | 1                |
| 31  | 1     | 1     | 1                |
| 32  | 1     | 1     | 1                |
| 33  | 1     | 1     | 1                |
| 34  | 1     | 1     | 1                |
| 35  | 1     | 1     | 1                |
| 36  | 1     | 2     | 1                |
| 37  | 1     | 2     | 1                |
| 38  | 1     | 2     | 1                |
| 39  | 1     | 2     | 1                |
| 40  | 1     | 2     | 1                |
| 41  | 2     | 2     | 2                |
| 42  | 2     | 2     | 2                |
| 43  | 2     | 2     | 2                |
| 44  | 2     | 2     | 2                |
| 45  | 2     | 2     | 2                |
| 46  | 2     | 2     | 2                |
| 47  | 2     | 2     | 2                |
| 48  | 2     | 2     | 2                |
| 49  | 2     | 2     | 2                |
| 50  | 2     | 2     | 2                |
| 51  | 2     | 2     | 2                |
| 52  | 2     | 2     | 2                |
| 53  | 2     | 2     | 2                |
| 54  | 2     | 2     | 2                |
| 55  | 2     | 2     | 2                |
| 56  | 2     | 2     | 2                |
| 57  | 2     | 2     | 2                |
| 58  | 2     | 2     | 2                |
| 59  | 2     | 2     | 2                |
| 60  | 2     | 2     | 2                |

| 児童数 | 40人編制 | 35人編制 | 30人<br>下限<br>25人 |
|-----|-------|-------|------------------|
| 61  | 2     | 2     | 2                |
| 62  | 2     | 2     | 2                |
| 63  | 2     | 2     | 2                |
| 64  | 2     | 2     | 2                |
| 65  | 2     | 2     | 2                |
| 66  | 2     | 2     | 2                |
| 67  | 2     | 2     | 2                |
| 68  | 2     | 2     | 2                |
| 69  | 2     | 2     | 2                |
| 70  | 2     | 2     | 2                |
| 71  | 2     | 3     | 2                |
| 72  | 2     | 3     | 2                |
| 73  | 2     | 3     | 3                |
| 74  | 2     | 3     | 3                |
| 75  | 2     | 3     | 3                |
| 76  | 2     | 3     | 3                |
| 77  | 2     | 3     | 3                |
| 78  | 2     | 3     | 3                |
| 79  | 2     | 3     | 3                |
| 80  | 2     | 3     | 3                |
| 81  | 3     | 3     | 3                |
| 82  | 3     | 3     | 3                |
| 83  | 3     | 3     | 3                |
| 84  | 3     | 3     | 3                |
| 85  | 3     | 3     | 3                |
| 86  | 3     | 3     | 3                |
| 87  | 3     | 3     | 3                |
| 88  | 3     | 3     | 3                |
| 89  | 3     | 3     | 3                |
| 90  | 3     | 3     | 3                |
| 91  | 3     | 3     | 3                |
| 92  | 3     | 3     | 3                |
| 93  | 3     | 3     | 3                |
| 94  | 3     | 3     | 3                |
| 95  | 3     | 3     | 3                |
| 96  | 3     | 3     | 3                |
| 97  | 3     | 3     | 4                |
| 98  | 3     | 3     | 4                |
| 99  | 3     | 3     | 4                |
| 100 | 3     | 3     | 4                |

| 児童数 | 40人編制 | 35人編制 | 30人<br>下限<br>25人 |
|-----|-------|-------|------------------|
| 101 | 3     | 3     | 4                |
| 102 | 3     | 3     | 4                |
| 103 | 3     | 3     | 4                |
| 104 | 3     | 3     | 4                |
| 105 | 3     | 3     | 4                |
| 106 | 3     | 4     | 4                |
| 107 | 3     | 4     | 4                |
| 108 | 3     | 4     | 4                |
| 109 | 3     | 4     | 4                |
| 110 | 3     | 4     | 4                |
| 111 | 3     | 4     | 4                |
| 112 | 3     | 4     | 4                |
| 113 | 3     | 4     | 4                |
| 114 | 3     | 4     | 4                |
| 115 | 3     | 4     | 4                |
| 116 | 3     | 4     | 4                |
| 117 | 3     | 4     | 4                |
| 118 | 3     | 4     | 4                |
| 119 | 3     | 4     | 4                |
| 120 | 3     | 4     | 4                |
| 121 | 4     | 4     | 5                |
| 122 | 4     | 4     | 5                |
| 123 | 4     | 4     | 5                |
| 124 | 4     | 4     | 5                |
| 125 | 4     | 4     | 5                |
| 126 | 4     | 4     | 5                |
| 127 | 4     | 4     | 5                |
| 128 | 4     | 4     | 5                |
| 129 | 4     | 4     | 5                |
| 130 | 4     | 4     | 5                |
| 131 | 4     | 4     | 5                |
| 132 | 4     | 4     | 5                |
| 133 | 4     | 4     | 5                |
| 134 | 4     | 4     | 5                |
| 135 | 4     | 4     | 5                |
| 136 | 4     | 4     | 5                |
| 137 | 4     | 4     | 5                |
| 138 | 4     | 4     | 5                |
| 139 | 4     | 4     | 5                |
| 140 | 4     | 4     | 5                |

     … 国35人学級編制により学級増となる部分

     … 国35人学級編制をもとに県30人(下限25人)学級編制により学級増となる部分

## 2 高校生・特別支援学校高等部生の就職対策について

### I 高校生

#### 1 基本的な考え方

雇用の多様化・流動化等が進む中、子どもたちが、社会的・職業的自立に必要な能力や態度・知識を身につけるため、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。また、学校に配置されている外部人材を積極的に活用して進路相談や求人開拓等を行い、学校と地元企業、経済団体、関係機関等とが連携して就職支援に取り組みます。

#### 2 現状

##### ○県立高校就職内定率の推移（全日制・定時制）

|        | 9月末   | 12月末  | 1月末   | 2月末   | 3月末   | 12月末求人数 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 平成22年度 | 48.4% | 86.8% | 90.3% |       | —     | 3,639   |
| 平成21年度 | 52.3% | 85.4% | 88.7% | 92.3% | 94.1% | 3,843   |
| 平成20年度 | 66.3% | 91.9% | 93.3% | —     | 96.4% | 7,351   |

※ 12月末求人数は三重労働局調べによる県内求人数。

※ 平成20年度の2月末内定率は調査していない。

#### 3 成果と課題

##### (1) 成果

○求人数が前年を下回る状況にあっても、12月末の就職内定率が全国第5位（文部科学省調べ）で、1月末の就職内定率が昨年同期を上回りました。

○就職に係る外部人材を県教育委員会が雇用（就職支援相談員4人、就労支援総合マネージャー6人）し、学校に配置しました。これらの人材が事業所等を訪問し、新規求人開拓を行いました。

<平成22年度の実績（平成23年1月末時点）> ※ 《 》内は、昨年同期

事業所等の訪問件数 2,028件 《1,455件（年間1,761件）》

新規求人開拓数 185件 《145件（年間155件）》

○学校と企業、経済団体、ハローワーク、市町等とが総合的なネットワークを構築するため、県教育委員会がコーディネートして、県内7地域でキャリア教育推進地域連携会議を開催しました。これにより、就労支援やキャリア教育に係る産業界と学校との共通理解が進みました。

○平成23年1月から3月に高校生内定獲得緊急支援事業を実施しました。この事業に84人が参加し、そのうち、2月末までに26人が内定を得ました。

## (2) 課題

- 事務職、販売職等において、生徒の就職希望状況と求人とのミスマッチがみられます。生徒の自己理解や職業理解を、さらに促進する必要があります。
- ミスマッチが見られる中、生徒に対する適職発見のための支援や面接指導については、従来にも増して的確に行う必要があります。このため、生徒のことを一番よく知る教職員の指導力をより一層向上させる必要があります。

## 4 今後の方向

- 成果があがっている外部人材については増員をはかり、就職対策に課題のみられる学校に重点的に配置します。

### キャリア教育バージョンアップ事業

就職支援相談員 平成22年度 4人 → 平成23年度 6人

### 就労支援総合ネットワーク構築事業

就労支援総合マネージャー 平成22年度 6人 → 平成23年度 6人

- 生徒に対する就職指導を的確に行うことができるよう、研修の実施などにより、教職員の就職支援に係る指導力の向上をはかります。

### 就職指導スキルアップ事業

適職発見の支援、面接指導等に係る研修 30校

高校生対象の自己診断テスト、教職員による事業所訪問等 5校

- 普通科や商業科の就職実績に課題のある学校については、生徒の自己理解や職業理解を促進するため、インターンシップや職業人講話の実施に取り組むなど、入学当初からの系統的なキャリア教育の充実をはかります。

- 企業、経済団体、ハローワーク、市町等とさらに連携を深め、対策に取り組みます。

就職情報交換会 6回程度 合同就職面接会 6回程度

- また、未内定のまま卒業した生徒については、生活・文化部や労働局等が行う若年者のための人材育成事業等に、円滑につないでいきます。

(生活・文化部「新卒未就職者地域人材育成事業」：高校・短大・大学等を卒業した就職意欲のある者等を対象とし、4月から約5ヶ月間の有期雇用中に、人材育成のための研修を実施する。)



## II 特別支援学校高等部生

### 1 基本的な考え方

社会の著しい変化や障がいの多様化が進むなか、職業的な自立及び社会参加を推進していくための教育の更なる充実が求められています。

障がいのある子どもたち一人ひとりが、その能力や適性に応じて就労などの進路を実現し、社会参加していけるよう、就労を希望する生徒の就労への意欲・関心の向上、就労先開拓と雇用創出の強化を図っています。

### 2 現状

#### ○県立特別支援学校高等部卒業生就労内定率の推移

|        | 12月末  | 1月末   | 2月末   | 3月末   |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 平成22年度 | 48.0% | 65.3% |       | —     |
| 平成21年度 | 45.8% | 60.4% | 84.4% | 93.3% |
| 平成20年度 | 14.9% | 46.8% | 55.8% | 77.3% |

※ 就労内定率=内定者/希望者

### 3 成果と課題

#### (1) 成果

- 職域開発支援員14名（県立特別支援学校）と職域開発総括支援員1名（事務局）を配置し、就労支援に取り組むことにより、企業等訪問件数が大幅に増加し、就労内定率の向上につながりました。

|         | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 企業等訪問件数 | 372件   | 2,993件 | 4,641件 |

- 新たな就労先や実習先の開拓、企業側の理解啓発、職域開発をとおして就労実現を図りました。また、生徒の企業就労に向けた教職員研修、模擬面接による支援を行いました。
- レジスターや農機具等の備品整備による校内での実習内容の充実や、コンビニエンスストアや食堂における職場実習を行うことにより、新たな雇用につながりました。
- 企業向け学校見学会の開催や外部講師招聘による授業改善を図りました。

#### (2) 課題

- 事業所との交渉力や調整力の向上、新たな職域開発などの対応が求められています。
- 早期からの系統的な勤労観、職業観の育成や授業と直結した組織的な職業教育の充実が求められています。

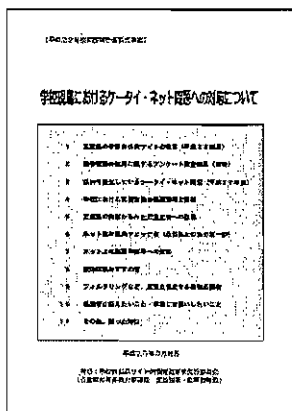
- 生徒の適性と職種とのマッチングや多様な進路希望の実現が求められています。

#### 4 今後の方向

- 成果のあがっている職域開発支援員（14人）を、引き続き特別支援学校に配置するとともに、新たに就労支援総括コンサルタント（1人）、就労支援コンシェルジュ（1人）、就労支援エリアコンサルタント（3人）を配置し、迅速かつ組織的な就労先の開拓を強化します。
- 課題の解決に向けて、以下のような取組をとおして、進路指導の充実を図ります。
  - ・ ビルメンテナンス、流通などのサービス業、農業分野における水耕栽培などの新たな職業モデルの研究
  - ・ 体験活動を重視した小・中・高等部の一貫したキャリア教育の推進と、高等部における職業に関するコース制導入による教育課程の編成
  - ・ ミスマッチや困難事例に対する課題解決に向けた教員の資質向上と企業研修をとおした実習指導

### 3 ケータイ・ネット対策について (「学校非公式サイト対策推進事業」のまとめと今後の方向性について)

#### 1 県内におけるケータイ・ネットの利用状況(教職員の指導にかかわる支援)



##### (1) ネット検索・監視、アンケート調査の実施

ネット検索やアンケート調査等により、三重県の児童生徒のケータイ・ネットの利用に関する課題を整理しました。

##### (2) 教職員向け指導・対応ハンドブックの作成・配付

2万部を作成し、県内のすべての公立小学校・中学校、県立学校の教員に、先日配付しました。

三重県での実態や課題をまとめ、各学校・教員の対応力や指導力の向上のための資料としています。

#### 2 保護者啓発の充実

##### (1) ネット啓発リーダーによる「ネット啓発講座」



##### ネット啓発リーダー養成講座(8月～10月)

県内在住の10名の保護者を初級ネット啓発リーダーとして養成しました。

##### ネット啓発講座(11月～3月)

小学校・中学校の保護者、児童生徒を対象に県内22カ所で、啓発講座を実施しました。参加者は1,500人余となりました。

内容は、「ケータイ・ネットに潜む危険性とペアレンタルコントロール(保護者による見守り)の大切さ」を訴えるものです。

##### (2) 保護者向けケータイリーフレットの作成・配付

25万部を作成し、県内のすべての公立小学校・中学校の保護者と県立学校の1・2年生の保護者を対象に、平成23年1月に配付しました。

また、入学説明会等の資料として、新入生の保護者分も配付しました。各学校に、携帯電話購入時の家庭での話し合い、フィルタリング設定の必要性について周知しました。

#### 3 成果と課題

##### (1) 成果

- 2年間のネット検索・監視、それに基づく学校での指導等により、特に、危険度の高い書き込みを減少させることができました。また、ケータイ・ネットに潜

む危険性について、児童生徒の理解を深めることができました。

- 学校代表、保護者代表に加え、精神科医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成した「学校非公式サイト対策委員会」において、小・中・高等学校別に児童生徒への指導の重点をまとめました。
- 保護者によるネット啓発リーダーを養成し、保護者の立場からの啓発活動を推進しました。
- 県こども局、県警察本部、PTA組織、大学研究者、ネット対策関連団体、携帯電話会社等とのネットワーク化を進めることができました。

## (2) 課題

- 携帯電話を持ち始めることが多い中学生や小学校高学年の児童に対して、情報モラル・リスク教育をより充実させるとともに、ケータイ・ネットへの依存について対応を進めることが重要です。
- 児童生徒を見守る立場にある保護者への啓発をさらに推進し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築する必要があります。

## 4 今後の方向

- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、危険度の高い書き込みに対応するとともに、児童生徒のケータイ・ネットの利用に関する現状を把握していきます。
- 情報モラル・リスク教育の充実を図るとともに、関係者ネットワークを活用し、ケータイ・ネットに依存する児童生徒への指導・未然防止・保護者啓発等について、調査研究を進めます。
- ネット啓発リーダーの増員を図るとともに、ケータイ世代である学生をボランティアとして活用し、保護者を対象としたネット啓発講座のさらなる充実を進めます。
- 三重県の取組は全国的に見ても先進的であり、その成果を国に対して提案していきます。(文部科学省の「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議」の委員として、県立四日市高等学校の水谷明弘校長(前生徒指導・健康教育室長)が参加しています。)

## 4 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」（案）について

### I 策定経緯

#### 1. 策定方法

- (1) 「三重県スポーツ振興審議会」に諮問しています。
- (2) 審議会に「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』策定作業部会」を設置し、審議の深化・充実を図りました。
- (3) 「三重県スポーツ振興審議会」から答申（3月11日）予定です。

#### 2. 審議会開催状況

- 三重県スポーツ振興審議会 4回（3月11日に第5回を開催予定）
- 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」策定作業部会 6回

#### 3. 他の審議状況等

##### ○県議会教育警察常任委員会

- ・平成22年10月7日 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の策定に向けた進捗状況について
- ・平成22年12月10日 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案について

##### ○教育委員会定例会

- ・平成22年10月8日 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の策定について
- ・平成22年11月24日 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案について
- ・平成23年2月17日 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について

##### ○パブリックコメントの実施

- ・平成22年12月16日～平成23年1月14日

## Ⅱ 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案にかかるパブリック コメントの結果概要について

### 1. 意見募集期間

平成22年12月16日（木）～平成23年1月14日（金）

### 2. 意見内容

#### (1) 意見総数

15の個人・団体の方々から43件の意見をいただきました。  
内容について、次のとおり整理・分類しました。

#### (2) 意見提出の方法

| 電子メール | FAX | 郵送 | 持参 | 合計 |
|-------|-----|----|----|----|
| 13    | 1   | 0  | 1  | 15 |

#### (3) 項目別意見数

| 項目              | 意見数  |
|-----------------|------|
| 全体を通しての意見       | 1    |
| 第1章 基本的事項       | 1    |
| 第2章 総論          | 4    |
| 第3章 各論          | (35) |
| (1) 子どもたちの元気づくり | 10   |
| (2) 地域の活力づくり    | 11   |
| (3) 県民の夢づくり     | 10   |
| (4) 元気の基礎づくり    | 4    |
| 第4章 計画の実現に向けて   | 2    |
| 合計              | 43   |

#### (4) 対応状況

| 対応区分                          | 件数 |
|-------------------------------|----|
| ①最終案に反映するもの                   | 7  |
| ②最終案に一部反映するもの                 | 2  |
| ③既に反映しているもの                   | 13 |
| ④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの | 8  |
| ⑤最終案に反映することが難しいもの             | 8  |
| ⑥その他（①～⑤に該当しないもの）             | 5  |
| 合計                            | 43 |

### 3 意見の概要

(1) 全体を通して、項目別には「第3章 各論」についての意見を多くいただきました。特に、次の項目についての意見が多数となりました。

- ・子どもたちの体力の向上に関する「1 子どもたちの元気づくり」
- ・総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの推進に関する「2 地域の活力づくり」
- ・競技力の向上等に関する「3 県民の夢づくり」

(2) 意見の内容はさまざまですが、主なものとしては次のとおりです。

#### ○第3章 各論

「1 子どもたちの元気づくり」

- ・子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり
- ・運動部活動の充実

「2 地域の活力づくり」

- ・総合型地域スポーツクラブの育成支援

「3 県民の夢づくり」

- ・競技力の向上

「4 元気の基礎づくり」

- ・スポーツ施設の整備運営

(3) 中間案では記述のなかった次の事項について、意見をいただきました。

- ・どのように進捗管理を行っていくのか
- ・国の動向等により修正等が生じた場合はどう対応するのか
- ・スポーツ団体のガバナンスに対する期待

### 4 意見への対応状況

(1) 意見内容への対応

パブリックコメントでいただいた意見と項目別対応を三重県ホームページ、三重県教育委員会ホームページに掲載しました。

(2) 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」（案）への反映（主なもの）

○「競う楽しさ」の文言を追加

「第3章各論 1子どもたちの元気づくり (2) 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり」(本冊 p 11)

○「各種スポーツ団体における透明性や公平・公正性の確保」の項目追加

「第4章計画の実現に向けて」(本冊 p 32)

○「適切な進行管理」の項目追加

「第4章計画の実現に向けて」(本冊 p 32)

### Ⅲ 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」（案）の概要

#### 第1章 基本的事項

##### （1）計画趣旨

「第6次三重県スポーツ振興計画」を継承・発展させ、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会をめざして、総合的な取組を進めるため、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。

##### （2）計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

##### （3）全体構成

|               |   |
|---------------|---|
| 第1章：基本的事項     | 計画の趣旨、期間、全体構成を記述  |
| 第2章：総論        | 「『みえのスポーツ』がめざす10年後の姿」を見据え、その実現に向け4年間で取り組む4つの「基本施策」を明示                       |
| 第3章：各論        | 4つの「基本施策」のもとに14の「具体的方策」を掲げ、「基本的な考え方」、「現状と課題」、「主な取組内容」を明示                    |
| 第4章：計画の実現に向けて | 計画の実現に向けての学校・家庭・地域、市町、各種スポーツ団体との連携・協働について記述するとともに、スポーツ団体の管理運営や計画の進行管理について記述 |

#### 第2章 総論

##### （1）スポーツの意義

スポーツの意義について、「個人としての意義」と「社会としての意義」に分けて捉えます。

###### ①個人としての意義

- ・体を動かすという人間の本源的な欲求を満たし、心を豊かにします。
- ・爽快感、達成感を味わい、楽しさや喜びをもたらします。等

###### ②社会としての意義

- ・相手を認め合う心が醸成され、子どもたちの健全育成に役立ちます。
- ・住民が、スポーツを通じて交流を深めることにより、地域に一体感や活力が生まれ、地域社会の活性化につながります。等



(2) スポーツを取り巻く環境

長期的な視点から本県スポーツのめざすべき姿を示すにあたり、スポーツを取り巻く環境について、次のように捉えます。

- ①人口減少、少子高齢化の進行
- ②国・地方公共団体の動き
- ③子どもたちの体力・運動能力
- ④地域スポーツの推進
- ⑤競技スポーツの充実
- ⑥大規模大会の開催
- ⑦県営スポーツ施設の整備運営

(3) 「みえのスポーツ」がめざす姿【基本理念】

長期的な視点から本県のスポーツ振興を考えるため、「みえのスポーツ」がめざす10年後の姿について、次のように捉えます。

- ☆ 学校で、子どもたちが元気に輝いている。  
…《子どもたちの元気づくり》
- ☆ 地域で、さまざまな人々が家族やグループでいきいきとスポーツに親しんでいる。  
…《地域の活力づくり》
- ☆ 多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している。  
…《県民の夢づくり》
- ☆ 県営スポーツ施設が積極的に活用され、利用者が満足している。  
…《元気の基礎づくり》

## 計画の体系

### 「みえのスポーツ」がめざす姿

#### 【基本理念】

生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現

#### 【めざすべき10年後の姿】

- ・学校で、子どもたちが元気に輝いている。
- ・地域で、さまざまな人々が家族やグループでいきいきとスポーツに親しんでいる。
- ・多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している。
- ・県営スポーツ施設が積極的に活用され、利用者が満足している。

#### 【基本施策】



子どもたちの  
元気づくり

地域の  
活力づくり

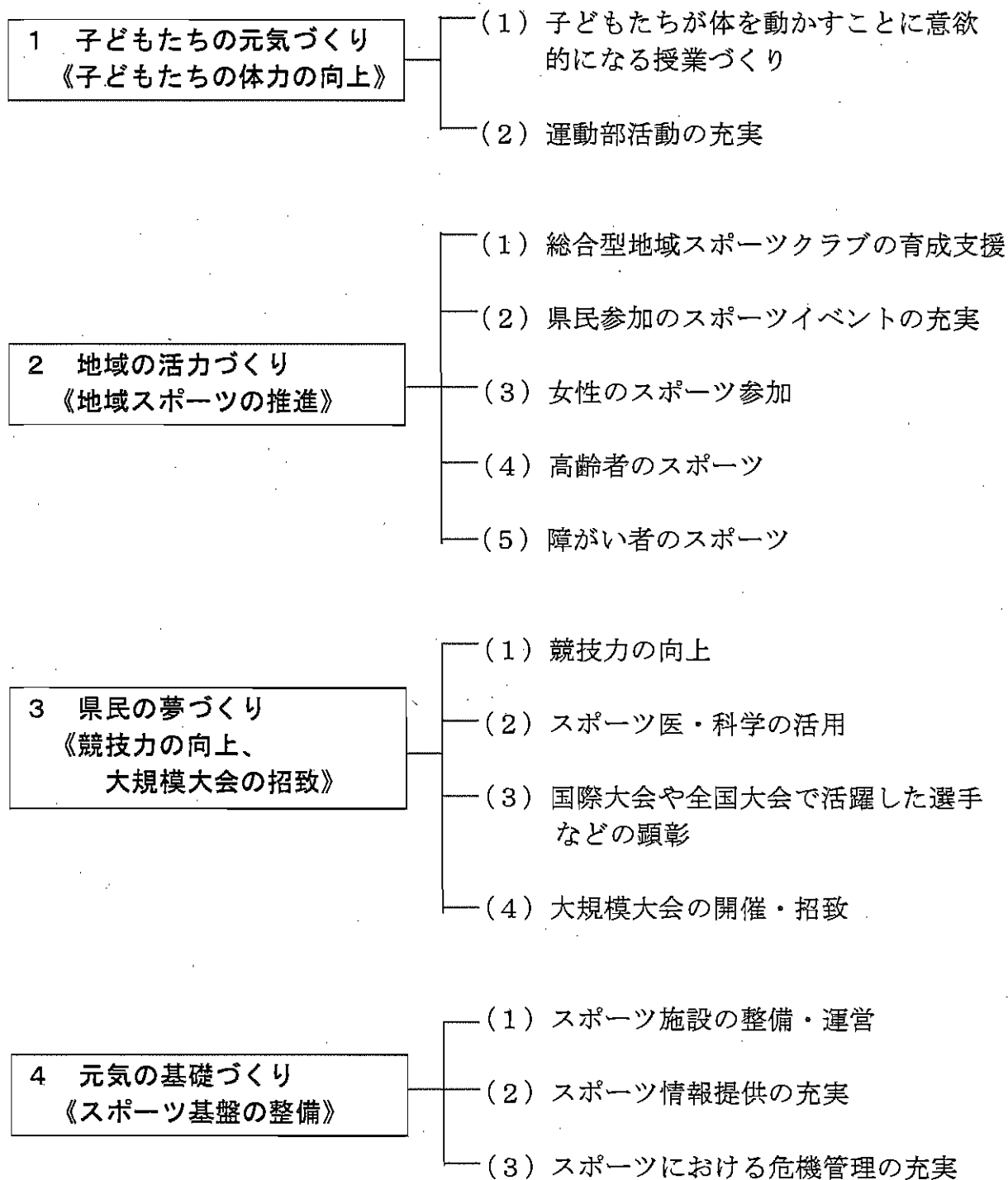
県民の  
夢への

元気の  
基礎への

## 第7次三重県スポーツ振興計画の施策体系

### 【基本施策】

### 【具体的方策】



### 第3章 各論

#### (1) 「子どもたちの元気づくり」…子どもたちの体力の向上

【目標】 新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合

【目標値】 70.7% (2010年度) → 74.0% (2014年度)

##### 【取組内容】

○子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり

- ・教員の資質向上
- ・授業の工夫改善（「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びや競う楽しさを味わえる「魅力ある授業づくり」）
- ・新体力テストの有効活用と継続実施（子どもたちが、自らの体力に関心を持ち、意欲的に体力向上に取り組むための有効活用と継続実施）
- ・運動環境の整備（子どもたちの体育活動をサポートする人材等の活用や運動場の芝生化の調査研究）

○運動部活動の充実

- ・指導者の派遣・養成（外部指導者の派遣、資質向上のための研修会等の充実）
- ・学校体育大会の支援（学校体育大会の開催や全国・ブロック大会に参加する生徒・教職員への支援）

#### (2) 「地域の活力づくり」…地域スポーツの推進

【目標】 総合型地域スポーツクラブの会員数

【目標値】 22,361人 (2010年度) → 23,000人 (2014年度)

##### 【取組内容】

○総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成支援

- ・広域スポーツセンターによる支援
  - \*市町や総合型クラブの現状把握とクラブ間の情報交換や連携交流の推進
  - \*専門的な立場からの指導助言とクラブ運営に有益な情報の提供
  - \*総合型クラブの安定運営と定着に向けたクラブマネージャーやスタッフ、指導者の育成
- ・総合型クラブの育成支援のための関係団体との連携・協働

○県民参加のスポーツイベントの充実

- ・「みえスポーツフェスティバル」の開催
- ・「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催

○女性のスポーツ参加

- ・体育授業の工夫改善（女性が生涯にわたって運動に親しむためのきっかけづくりとなる体育・保健体育の授業）

- ・スポーツ環境の充実・整備（子育て期にある女性や高齢の女性が参加し、やすいスポーツ環境の充実）
- ・女性のスポーツへの参画（女性のスポーツ指導者の養成や、スポーツへの積極的な参画の促進）

#### ○高齢者のスポーツ

- ・老人クラブの活動支援（老人クラブの活発な生きがいがづくりや健康づくり、地域貢献を行う活動の支援）
- ・「シニアスポーツ交流大会」の開催や「ねんりんピック」への選手団派遣
- ・スポーツ教室の開催（健康づくりや体力づくりのためのスポーツ教室の開催）

#### ○障がい者のスポーツ

- ・普及啓発と機会づくり（障がい者スポーツの普及啓発や情報発信、各種障がい者スポーツ教室の実施）
- ・イベントの開催と大会への選手派遣（幅広くスポーツやレクリエーション活動を実践できるイベントの実施、「全国障害者スポーツ大会」への選手派遣）
- ・障害者スポーツ指導員の養成と資質の向上

### （3）「県民の夢づくり」…競技力の向上、大規模大会の招致

【目 標】 国民体育大会の男女総合成績

【目標値】 32位（2010年度）→ 30位台（2014年度）

【取組内容】

#### ○競技力の向上

- ・競技力向上を推進する組織の設置（選手の強化、ジュニア選手の発掘・育成・強化、指導者の養成など、競技力の向上を図るための協議を行う組織の設置）
- ・選手の強化（競技団体等との連携による国内外で活躍できるトップアスリートの養成）
- ・競技者の発掘・育成（小・中学生を対象とした競技スポーツに出会う機会の創出や競技団体と連携した選手育成や選手層の拡大）
- ・指導者の養成・確保（指導者の資質向上のための講習会等の充実、教員採用選考試験における「スポーツ特別選考」の実施）
- ・学校運動部活動の強化（強化指定校制度など強化のあり方についての調査研究）

- スポーツ医・科学の活用
  - ・スポーツ医・科学サポートの充実（スポーツ医・科学に関して専門的な知識を持つ人材の活用など競技団体が実施する強化活動の支援）
  - ・スポーツ医・科学情報の活用（スポーツ医・科学の研究の推進、研究成果や最新スポーツ情報の収集と活用）
  
- 国際大会や全国大会で活躍した選手などの顕彰
  - ・顕彰と広報の充実（競技者やスポーツ関係者の意識高揚につながる顕彰の実施と広報の充実）
  
- 大規模大会の開催・招致
  - ・全国体育大会の開催（「平成 25 年度全国中学校体育大会」「平成 30 年度全国高等学校総合体育大会」の開催に向けた関係機関・団体との連携・協議）
  - ・国民体育大会の開催（国民体育大会の開催について、市町や関係機関・団体との連携による調査・研究）

#### （４）「元気の基礎づくり」…スポーツ基盤の整備

【目 標】 県営スポーツ施設年間利用者数

【目標値】 758, 434 人（2009 年度）→ 796, 000 人（2014 年度）

【取組内容】

- スポーツ施設の整備運営
  - ・「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直し（県営スポーツ施設のあり方について、各市町のスポーツ施設の整備状況を踏まえた現行方針の見直し）
  - ・県営スポーツ施設の整備・管理運営（県営スポーツ施設の公認更新、指定管理者と連携・協働した施設の維持管理・修繕の実施）
  - ・県立学校体育施設の整備と活用（老朽化施設の改修・耐震化や県民が利用しやすい情報の提供による活用の促進）
  
- スポーツ情報提供の充実
  - ・ホームページ等の充実（スポーツ関連情報の整理とホームページへの掲載内容の充実、的確で分かりやすいスポーツ情報の提供）
  
- スポーツにおける危機管理の充実
  - ・安全指導の推進（学校をはじめとするさまざまな体育・スポーツの場での関係者への安全指導の推進）
  - ・危機管理体制の整備（体育・スポーツ施設における職員研修の充実、事故防止や事故の発生に備えた体制整備）
  - ・施設の安全確保（体育・スポーツ施設の定期的な点検や改修などの計画的実施）

## 4 計画の実現に向けて

### (1) 学校・家庭・地域との連携・協働

#### (学校への期待)

- ・子どもたちの運動機会の拡充
- ・子どもたちの体力等の実態把握とそれに応じた体育・保健体育授業の工夫改善

#### (家庭への期待)

- ・幼少期からスポーツに親しめる習慣づくり
- ・家族みんなでスポーツに親しむ機会の拡充

#### (地域への期待)

- ・地域指導者の発掘・養成・活用や場所の提供等によるスポーツをする人たちへの支援
- ・スポーツを通じた地域のコミュニティづくり

### (2) 市町との連携・協働

- ・公共スポーツ施設の利活用や各種スポーツ団体等との連携等によるスポーツを通じた地域づくり
- ・地域におけるスポーツ活動や地域住民の体力の向上についての支援
- ・市町のスポーツに関する計画の推進による地域スポーツの振興

### (3) 各種スポーツ団体との連携・協働

#### (財) 三重県体育協会への期待)

- ・スポーツ関係団体や企業と連携をはかりながら競技スポーツや地域スポーツを推進すること

#### (社) 三重県レクリエーション協会への期待)

- ・スポーツ関係団体と連携し、指導者の資質向上や育成をはかり、スポーツ・レクリエーション活動に対する県民の幅広いニーズに応えること

#### (三重県体育指導委員協議会への期待)

- ・体育指導委員が、地域におけるスポーツを「支える」ための地域スポーツリーダーとして寄与すること

### (4) 各種スポーツ団体における透明性や公平・公正性の確保

- ・各種スポーツ団体における管理運営の透明性や公平・公正な運営の確保への期待

### (5) 適切な進行管理

- ・取組の進捗状況や成果と課題等について、三重県スポーツ振興審議会へ報告するとともに、その結果についてホームページを通じて公表
- ・特段の事由が生じた場合の計画の見直し

#### **IV 今後の予定**

- 平成 23 年 3 月 11 日 第 5 回三重県スポーツ振興審議会  
答申：「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の在  
り方について
- 平成 23 年 3 月 23 日 教育委員会定例会に「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮  
称）」（案）を提案予定

(別添資料)

別添資料 2 「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮称）」（案）



## 5 津市屋内総合スポーツ施設（武道施設）について

### 1 経緯等

#### (1) 経緯

- ① 津市は、平成22年10月5日に「津市拠点スポーツ施設エリア構想」を発表しました。そして、同年10月13日付けで三重県に対し、「メッセウイングみえ」を津市で活用したい旨の協議依頼がありました。
- ② その後、津市は本年1月に「津市屋内総合スポーツ施設基本計画中間案」を公表しました。

この中間案では、「県レベルなど広域の大会等の利用を想定した施設」の整備・充実を図るとしており、「メッセウイングみえ」周辺地域を「屋内スポーツ」センターの拠点として整備することとしています。現在、津市は平成27年の供用開始を目指し、本年5月を目途に計画の策定作業を進めているところです。
- ③ また、本年2月16日付けで津市から本県に対して、武道施設に関する支援・協力の要望がありました。

#### (2) 津市屋内総合スポーツ施設（武道施設）の概要（別添資料3参照）

「基本計画中間案」による施設の概要は、次のとおりです。

- ① メインアリーナ（69m×46m）

県内・市内の競技スポーツの拠点となる施設であり、サブアリーナと連携して、全国大会・国際大会等大規模な大会が開催可能な施設とする。  
バスケットボール3面、バレーボール4面、ハンドボール2面  
柔道場9面、剣道場9面  
観客席3,000席（固定席2,000席、可動席1,000席）
- ② サブアリーナ（46m×37m）

メインアリーナを補完する機能を有する施設とする。  
バスケットボール2面、バレーボール2面、柔道場6面  
剣道場6面
- ③ 武道（常設）

柔道場2面、剣道場2面、弓道場（遠的場、近的場）

#### 〈 武道施設の活用 〉

- ◇ 常設の柔道場・剣道場は日常の利用を想定した規模とし、大規模な大会開催時はメインアリーナ、サブアリーナを主会場とできるような施設とする。
- ◇ 弓道場については、屋上等の空間スペースを有効に活用する。

## 2 対応方針

### (1) スポーツ施設整備の考え方

本県のスポーツ振興を推進するに当たっては、スポーツ施設全般の充実が必要であると認識しています。

県内のスポーツ施設の整備については、長期的な視点を持って、各市町の整備状況も踏まえながら、県全体としてどうあるべきか検討する必要があります。

### (2) 津市への支援・協力について

現時点では津市の計画が策定途中であることから、その支援・協力については、今後、当該計画が確定した段階において、津市と協議しながら検討していきます。

## 6 平成 21 年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する 対応結果について

### 1 実施テーマ

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」

### 2 監査結果概要（別紙参照）

「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設で、その管理運営には指定管理者制度が導入されています。

三重県では、平成 21 年度に 27 の公の施設において指定管理者制度を活用していました。住民が多く利用する公の施設については、住民の関心が高く、指定管理者制度が地方自治法の趣旨に沿って適切に運営されているかについて包括外部監査が実施されたところです。

教育委員会においては、三重県営松阪野球場をはじめ指定管理者制度を活用している 5 施設について、所管部局及び指定管理者に対する結果や意見が出されました。

### 3 対応結果（別紙参照）

指摘された事項について、是正が可能なものは、平成 21 年度及び平成 22 年度中に措置を講じるとともに改善に着手しました。また、対応に時間を必要とする指摘については、引き続き改善に向けて取り組んでいきます。

今後とも是正すべき事項について措置を講じるとともに、改善状況について確認をしていきます。

| 施設名                             | 【結果】     | 【意見】       | 計          |
|---------------------------------|----------|------------|------------|
| 三重県営松阪野球場                       | 2<br>(2) | 6<br>(5)   | 8<br>(7)   |
| 三重県営ライフル射撃場                     | —        | 6<br>(5)   | 6<br>(5)   |
| 三重県立鈴鹿青少年センター                   | 1<br>(1) | 3<br>(3)   | 4<br>(4)   |
| 三重県営鈴鹿スポーツガーデン<br>及びスポーツガーデン体育館 | 1<br>(1) | 3<br>(2)   | 4<br>(3)   |
| 三重県営総合競技場                       | 3<br>(3) | 6<br>(6)   | 9<br>(9)   |
| 計                               | 7<br>(7) | 24<br>(21) | 31<br>(28) |

※（ ）の数字は、対応済み及び改善に着手した件数です。

### 4 今後の予定

平成 23 年 4 月以降に、監査委員より公表されます。

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応

| テーマ・区分・内容   | 対応結果  | 備考     |  |         |   |        |   |        |   |              |
|---|---|--------|--|---------|---|--------|---|--------|---|--------------|
| <b>I. 全般的な監査結果</b>  |   |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| <b>2.1. 三重県営松阪野球場</b>   |   |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| <b>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</b>  |   |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告とともに許可申請書の提出を受けており、利用者数及び利用料については、利用許可申請書との照合を実施しているとのことであった。しかし、事業収支報告書の支出に関する検証は特にされていないとのことであった。</p> <p>少なくとも年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>   | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行います。</li> <li>事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。</li> </ul> | 教育委員会  |  |         |   |        |   |        |   |              |
| <b>(2) 利用料金の還付について【結果】</b>  |   |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| <p>松阪野球場利用規定では、利用料の還付について下記のとおり規定している。</p> <p>(1) 既納の利用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(2) 利用料の還付額は、次の表の左欄に掲げる場合に該当するとき、既納の利用料について、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="215 1102 1140 1399"> <thead> <tr> <th>還付区分</th> <th>還付する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由</td> <td>50/100</td> </tr> </tbody> </table> | 還付区分  | 還付する割合 | 自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。 | 100/100 | 利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。 | 80/100 | 利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由 | 50/100 | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する様式について再度内容を突合するよう指示するとともに、利用者サービスの低下につながらないよう、利用実態に沿って平成21年度末までに両者を整合して修正することと、利用規定を変更する場合は施設利用者に対して周知徹底するよう指示しました。</li> <li>平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金の還付について、平成22年4月から利用許</li> </ul> | 教育委員会<br>松阪市 |
| 還付区分  | 還付する割合  |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| 自己の責によらない理由で利用できなくなったとき、及び市長が相当の理由があると認めるとき。  | 100/100   |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| 利用しようとする日の5日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。   | 80/100  |        |  |         |   |        |   |        |   |              |
| 利用しようとする日の4日前までに利用許可の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の理由   | 50/100  |        |  |         |   |        |   |        |   |              |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>があると認めるとき。</p> <p>利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。</p>  | <p>過納金の全額</p>  | <p>可書の記載内容を利用規定に定める事項と整合するように修正を行いました。</p> |  |
| <p>一方、「三重県営松阪野球場利用許可書」上では、利用取り消しの場合の還付額について下記のとおり案内しており両者は矛盾している。</p> <p>利用取消申請書を受理した時は利用料を還付する。</p> <p>1) 利用の日前7日までのときは利用料の額の半額。</p> <p>2) 利用の日前3日までのときは利用料の額の4分の1の額</p> <p>両者の整合性について再考のうえ、修正を行うべきである。</p>  |  |  |  |
| <p><b>(3) 利用規定について【結果】</b></p>  |  |  |  |
| <p>利用許可・料金収受における、松阪野球場利用規定への準拠性について質問等により確かめた。その結果、松阪野球場利用規定の想定する利用許可の業務フローと実際の業務フローが一致していないことが判明した。</p> <p>利用規定上は、利用料金につき、利用予定日の数日前までの前納を前提としている。しかし、実際は、利用許可書の発行および利用料金の収納は当日利用直前に行われるのが通常である。その前段階でのキャンセルについてはペナルティを課していない。雨天であった場合の当日キャンセルについても同様である。</p> <p>ここで、利用規定上は数日前までの前納を前提として、先に記載した事前取消の際の還付代金について規定しているが、実際は事前の予約の取り消しがあっても特段キャンセル料を徴収していないという、バランスを欠いた状態となっている。しかし利用者都合による事前予約のキャンセルを無制限に認めることは、機会損失をもたらす原因となり、施設運営上望ましいものではない。</p> <p>このように、実際の業務フローと利用規定が想定する業務フローに齟齬があることから、利用規定が運用に際して利用されておらず、規定の意義に乏しいものとなっている。</p> <p>利用規定を実際の運用に沿った形で見直すとともに、事前キャンセルの定義とそのペナルティについて、広く利用者の満足を向上させるという視点から、あるべき姿は何か再考するべきである。</p> | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、利用規定と利用許可に関する業務フローが一致していないことについて、施設の利用実態を踏まえて利用者には不便を来さないことを前提に、利用許可及び料金収受に関する利用規定の見直しの検討を含め適切な措置を講じることを指示しました。</li> <li>平成23年1月には、利用規定の改定を承認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用許可及び料金収受における業務については、実際の運用に沿った形となるように平成23年1月に利用料金の還付にかかる利用規定を改定し、これに基づき事務処理を行うように改善しました。</li> </ul> | <p>教育委員会<br/>松阪市</p>                       |  |
| <p><b>(4) 利用料金の減免について【意見】</b></p>   |  |  |  |
| <p>松阪野球場利用規定では、利用料の減免対象について規定している。</p> <p>しかし、実際には当該減免規定を適用した事例は平成20年度においてはなかった。減免の規定については、申請書類・ホームページ等には記載がなく、通常利用者がその規定を知る機会がない状態である。減免規定について広く利用予定者に周知されるよう、申請書類等を通して開示することが望まれる。</p>  | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、利用料金の減免について、受付窓口で減免規定を標示するとともに、ホームページ等の広報において利用者に対して広く周知を図ることを指示しました。</li> <li>平成23年1月には、適正に対応されていることを確</li> </ul>   | <p>教育委員会<br/>松阪市</p>                       |  |

|  |  |                      |
|--|--|----------------------|
|  | <p>認しました。</p> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月から利用料金の減免について受付窓口に減免規定を標示し、利用者に対して周知を図るよう改善しました。また、ホームページ等への掲載については、平成23年1月に中部台運動公園のホームページに掲載しました。</li> </ul>  |                      |
| <b>(5) 利用料金の後納について【意見】</b>   |  |                      |
| <p>松阪野球場利用規定では料金の後納について、規定上は料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。</p> <p>また、納期限を過ぎたものについては、松阪市の出納課において回収管理が行われているが、野球場側において、利用者からいつ入金があったか、適時に把握する仕組みが構築されていない。</p> <p>後納の場合は申請書を提出してもらい、理由の妥当性等を把握する必要がある。また、入金の有無について野球場側で把握できる仕組みを構築することが望まれる。</p>   | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、利用料金の後納に関する手続きについて、具体的に規定するとともに、松阪市の会計規則やマニュアルとの整合を図ったうえで入金の確認に関する仕組みを構築することを指示しました。</li> <li>平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月から、官公署、学校等及びこれらに準じるものについて、後納の申し出があったときは許可申請書に後納理由を明記させたいえ、納入通知書を発行して利用許可書と共に交付するように改善しました。また、後納に係る入金の確認については、松阪市出納室が入金確認後、速やかに管理事務所に連絡することとしました。</li> </ul> | <p>教育委員会<br/>松阪市</p> |
| <b>(6) 備品の管理について【意見】</b>   |  |                      |
| <p>(1) 備品の実査について</p> <p>三重県営松阪野球場で使用されている備品は松阪市の備品である。備品管理リストは中部台運動公園全体として作成されていたが、現物との照合は備品受入時に行っているのみであり、その後は実査を行っていないとのことだった。</p> <p>定期的の実査を行わなければ、現物が紛失しても発見されにくい。また、実査は現物とリストが一致しているか否かを確認するのみでなく、使用不能な備品を把握するためにも有効である。</p> <p>備品は三重県の所有物ではないため、三重県の資産を直接的に喪失するものではないが、とりわけ、三重県営松阪野球場では、利用者への備品の貸与（キャッ</p> | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、施設利用者団体が仮置きしている備品については、管理者以外が所有する物品を県営施設内に置くことは不適切であるため、当該団体に対して備品を撤去させるなど適切な措置をとることを指示しました。また、松阪市所有備品について、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで実査を行うとともに、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品について</li> </ul>  | <p>教育委員会<br/>松阪市</p> |

チャーや審判のプロテクター等)を行っているため、備品の実査を行い、紛失した備品や、使用困難な備品を把握することで、利用者の満足度を高めることにつながり、指定管理業務を効果的かつ効率的に行うことができると考えられる。

なお、備品リストは中部台運動公園全体として作成されているため、会議室机などは数が膨大となり、一度にすべての備品を実査することが困難となることが予想される。その場合には、例えば、指定管理期間や、その他複数年にわたって順番に実査を行うことで、すべての備品をチェックすることも一案である。

#### (2) 備品の現物管理について

県営松阪野球場管理の備品は、管理番号シール等が貼っていない、あるいは、シールが古く管理ナンバーが消えているものがほとんどであった。

松阪市所有の備品については、管理ナンバーが分かる管理番号シールを貼り、施設利用者団体の仮置き備品と明確に区分することが望まれる。管理番号シールを貼ることは、松阪市所有備品とそれ以外の備品を区分するのみでなく、備品管理リストで番号管理することにより、リストと現物の照合をし易くする効果もある。

また、定期的に競技会を開催する団体が、大型クーラーボックスを仮置きしているが、その管理責任が明確になっていない。管理責任が曖昧であると、破損、紛失等が生じた場合に施設と利用者団体との間の責任問題になりかねない。利用者団体の備品については、管理責任を明確にするための文書を交わすことが望まれる。

は、新しいシールを貼付することにより松阪野球場において適切な備品管理を実施するよう要請しました。

#### 【指定管理者の対応】

- ・施設利用者団体が仮置きしている備品について平成21年度に改めて調査したところ、他団体から松阪市に寄付を受けたものと判明しました。備品は中部台運動公園全体で管理しており、膨大な数量であることから、備品管理リストの作成等には相当な時間がかかる見込みです。平成23年度以降は、管理責任を明確にするため、施設ごとに備品管理リストを作成したうえで順次実査を行い、管理番号シールが貼付されていない、もしくは番号が読み取れない備品については、新しいシールに貼り替え適切な管理に努めます。

### (7) 領収書管理について【意見】

領収書は利用申請書と複写になっているが、連番で管理されていない。また、利用申請書は受付のキャビネットに常時保管されており、誰でもいつでも使用できる状況にある。

領収書が連番管理されていない場合、利用者から利用料を収受した上で、領収書控を破棄し、現金を着服することが可能となる。この点につき、現金の収受時点でダブルチェックを行い、利用簿記帳者や出納記帳者と現金収受の担当者を区分するなどして、対応することも考えられるが、現状では、職員に限られていること、受付のキャビネットから誰でもいつでも使用できる状況にもあり、ダブルチェックを即時に行うことは難しい。

したがって、領収書の不正利用のリスクを軽減させるためには、領収書に予め連番を付すなど、領収書の利用状況が後日チェックできるようにしておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

- ・平成22年1月、指定管理者に対し、領収書管理について、連番を付すなどして担当者以外の者がいつでも照合できる体制を構築することを指示しました。
- ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。

#### 【指定管理者の対応】

- ・平成22年4月から、利用料金の収受については、利用許可申請書と領収書に連番を付して管理し、適正な事務処理に努めるように改善しました。

教育委員会  
松阪市

### (8) 長期修繕計画について【意見】

中長期的な視野に立った修繕計画としては、平成20年度に内部資料が作成され

【県教育委員会の対応】

教育委員会

ており、当時において必要と認識された修繕工事項目ごとと費用が見積もられている。

しかしこの文書は、作成当時の一時点のものである。当野球場は、昭和50年に完成した施設であり、芝やグラウンドは日常の管理で維持されているが、管理棟はひび割れが進行するなど今後改修が必要となるであろう。

今後は、この文書を定期的に見直して、修繕工事項目ごとに優先順位を付けて、県と指定管理者双方が修繕に関する認識を共有していくことが望まれる。

・施設の効率的な管理運営と利用者の安全確保を図るため、必要な修繕を実施していくよう、平成22年度から県と指定管理者の間で協議を行うように改善しました。

## 2.2. 三重県営ライフル射撃場

### (1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数と収入の報告を受けているが、内容についての照合は特にしていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問等により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行います。  
・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。

教育委員会

### (2) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

規程類の整備について質問したところ、規程及びマニュアルに類するものは、ライフル射撃場の利用規定のみであった。指定管理開始から現在まで、開場、利用料金の收受などの管理業務は、指定管理者である三重県ライフル射撃協会の会員が当番制で実施しており、当番時の管理業務の内容は協会理事が直接指導している。そのため、現状はマニュアル等文書の必要性は認識されていない。

ライフル射撃協会自体の事務管理に関しても、事務、経理等に関する諸規程及びマニュアルに類するものはない。現状は、業務内容を熟知した理事、会員によって運営されているためその必要性が強く認識されることがないのであるが、理事や会員の入れ替わりなど引継ぎが生じたときにも、変わらぬ水準の管理が行えるように、管理業務の規程、マニュアル類を整備しておくことが望まれる。

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月、指定管理者に対し、ライフル射撃場の管理業務について、現在行っている手順を整理したうえで、平成21年度末までにマニュアル(手順書)を作成することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。

#### 【指定管理者の対応】

・平成21年12月に管理業務マニュアルを作成し、管理業務に当たる当番者に配付しました。

教育委員会

三重県ライフル射撃協会

### (3) 保険について【意見】

施設利用に伴い発生した損害の賠償保険について、指定管理開始から調査時まで加入していない。その理由は、ライフル射撃場では、ビームライフルのみを貸

#### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月、指定管理者に対し、平成22年度か

教育委員会



|  |   |                                 |
|--|---|---------------------------------|
| <p>与しているため、利用者への貸与品に関連して重大事故は発生する可能性は低く、また、通常のライフルは免許を持った人しか扱わず、施設の維持管理、事業の運営上で生じる事故等はあまり想定されていないためであるとのことであった。</p> <p>しかし、人の出入りがある以上、何らかの事故が起こりうることについて他の県営施設と変わりはなく、施設の管理者が責任を問われる可能性は否定できない。</p> <p>指定管理料が少額であることからすれば、この中から指定管理者の負担で保険料を支払うことは難しいと考えられるが、県と相談のうえ最低限の保険の要否について検討することが望まれる。</p>                | <p>ら施設の欠陥や指導上の過失により発生した事故に対応する施設賠償責任保険への加入について検討することを指示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月には、平成23年度から加入する旨確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本体育施設協会の社会体育施設保険制度を利用し、平成23年度から加入することとしました。</li> </ul>   | <p>三重県ライフル射撃協会</p>              |
| <p><b>(4) 備品の管理について【意見】</b></p> <p>県営ライフル射撃場の事務所内には、県から貸与された備品とライフル射撃協会が購入した備品の両方が保管されている。</p> <p>貸与された備品については、年に1回数量を確認しリストとの整合性を確認し、リストにチェックを付している。</p> <p>しかし、協会で購入した備品については、そもそも資産として管理すべきものであるかどうか不明な状況である。その中には、家電製品の他に検査機器等も含まれている。これら、県からの貸与備品以外については協会独自に管理する必要があり、県の施設において供用されている以上適切に管理することが望まれる。</p> | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、三重県ライフル射撃協会が所有する備品についても管理台帳を作成し、ライフル射撃場の管理棟内において供用している備品について適切な管理を行うことを指示しました。</li> <li>平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月に三重県ライフル射撃協会が所有する備品について、管理台帳を作成しました。なお、今後より管理しやすいように、管理台帳の書式を県のものと同様に揃えていきます。</li> </ul> | <p>教育委員会</p> <p>三重県ライフル射撃協会</p> |
| <p><b>(5) 利用料金の管理について【意見】</b></p> <p>利用料金は、原則として利用時に受領することとしており、これまでに、料金を忘れる利用者もなかったため、結果として後納となったケースもなかった。そのため、利用料金が後納となった場合の手続きは特に決められていない。</p> <p>しかし、今後、料金を忘れる利用者が現れないとも限らないため、何らかの決まりを決めておくことが望まれる。</p>   | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、施設の利用実態を踏まえ、必要性があれば料金後納を可能とする利用規定の変更について検討することを指示しました。</li> <li>平成22年12月には、利用料金の後納手続きの方法について確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態として料金を忘れるケースがなく、今後も可能性がほとんどないことから利用規定の変更は行いませんが、平成22年度から利用料金を忘れた利用者がい</li> </ul>                                 | <p>教育委員会</p> <p>三重県ライフル射撃協会</p> |

|   |  |                                 |
|---|--|---------------------------------|
|   | た場合、身分証明書の提示を求め後納の手続きを指示するよう運用を開始しました。   |                                 |
| <b>(6) 事業計画書に記載した事項の有効な実施について【意見】</b>   |  |                                 |
| <p>(1) ホームページについて</p> <p>指定管理者の選任の際に県に提出している事業計画書において当該施設に関する広報の実施方法としてホームページを充実させる旨の内容を記載しており、これに基づいて指定管理者はホームページを作成しているが、現状のホームページはバナー広告等が表示される無料のサーバーを利用しており県のホームページからのリンクが行われていない状況である。</p> <p>指定管理料収入が少額である状況においては多額の支出を伴う方法による広報活動の実施は困難であると考えられるため、広報活動について自主製作のホームページを中心としたものによることは費用対効果の面からも妥当であると考えられる。そのため、県のホームページとのリンクを行うなどにより多数の人が閲覧できるような機会を設定することがより効果的と考えられるとともに、開催したイベントや射撃場の運営に関する取組などの情報をより積極的にPRしていくことが有効と考えられる。</p> <p>(2) 救急救命研修について</p> <p>救急救命研修に関して、事業計画書に年に一度実施する旨の記載があるが、平成20年度においては運営に係る職員1名がAEDの講習に参加を実施したとのことであった。</p> <p>本来はAEDの利用方法に限らずその他の救急救命行為についての理解を深める研修についても積極的な参加を推奨するとともに、管理業務を行う当番者は日によって変更が生じるため、全員が研修を受けることができるように配慮することが望まれる。</p> | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、ライフル射撃場のホームページについて、県教育委員会のホームページとのリンクが行えるよう調整するよう指示しました。</li> <li>平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。</li> <li>平成22年1月、救命救急研修について、管理業務を行う協会員全員が受講できるよう調整のうえ実施することを指示しました。</li> <li>平成22年12月には、今後の方針について確認しました。</li> </ul> <p>【指定管理者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページについては、サーバーの安全性の確保等の課題について県と協議し、平成22年4月に県のホームページからのリンクを行いました。</li> <li>救命救急研修については、当番者全員を一度に受講させることは日程的に困難であるため、順次当番者を救命救急研修に参加させていきます。</li> </ul> | <p>教育委員会</p> <p>三重県ライフル射撃協会</p> |
| <b>23. 三重県立鈴鹿青少年センター</b>  |  |                                 |
| <b>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</b>  |  |                                 |
| <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、前年度との比較により異常がないかどうかなど、実質的な内容のチェックは行っているもののチェックリスト等を使用した網羅的なチェックによる確認は実施していないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。</p> <p>少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事</p>   | <p>【県教育委員会の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行います。</li> </ul>  | <p>教育委員会</p>                    |

実に関する検証を実施するために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。

## (2) 事故対応について【結果】

平成 20 年 12 月に総合研修館横のキュービクルコンデンサより火災が発生している。

電気保安業務の委託先である A 社からの事故報告より先に指定管理者から県への事故報告が行われている。これは、十分な原因・対策の調査・協議がないまま形式的に報告書が作成されたのではないかとの印象を受ける。もし、第一報という意味で事故翌日に報告書を提出したのであれば、更なる調査結果について県に追加報告すべきである。

また、いずれの報告書も、火災発生の 9 日前に実施した定期点検で異常が発見されなかったことについて電気保安業務を再委託している A 社に帰責性がなかったのか、また今後の事故防止策について十分に言及した報告とはなっていない。

確かに、当該事故は、小規模な火災であり、施設運営にも殆ど支障を来たすことはなかったが、小さな予兆に対する対応が十分でなかったために、大きな惨事へと発展するケースも実際には少なくない。事故の原因はキュービクルコンデンサ部分の劣化と推測されているが、なぜ発火の危険性を事前に察知できなかったのか、点検体制に問題はなかったか、あるいは点検内容について仕様を追加する必要はないか等、再発防止のためにはその原因の十分な調査と対策が行われるべきである。また、当該火災を受けて A 社に修繕を依頼し、費用が約 70 万円計上されているが、この修理費用についても A 社に対する責任追及により減額交渉を試みる余地もあったのではないかと考えられる。事故・災害等の原因調査と対策について、さらに踏み込んだ対応が必要である。

### 【県教育委員会の対応】

- ・平成 22 年 1 月、同様の事故の未然防止を図るため、指定管理者に対し、事故原因の厳密な調査と必要な点検体制の構築及び、点検業務委託先の帰責性の一層踏み込んだ検査をするよう指示しました。
- ・平成 22 年 11 月には、その結果を踏まえた上での点検体制の構築を確認しました。
- ・平成 22 年度から、モニタリングの際には、点検体制のしくみやセンター職員の対応について聞き取り調査を行い、事故の未然防止に努めています。

### 【指定管理者の対応】

- ・平成 22 年 2 月に新たに設備管理業務委託事業者との電気設備連絡会を設置し、毎月 2 回点検結果の精査を実施しています。

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

## (3) 利用料金減免の書類整備について【意見】

当該施設の利用に際しては三重県内の小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合にはすべての利用者に被引率料金を適用することや 3 歳以下の乳幼児の利用料金を免除するという利用料金の減免に関する取扱いを定めている。

当該減免の取扱いを適用する場合において減免理由が記載された申請書等の提出がなされているか否かについて確認を実施したところ、特段の申請書等の提出は求めているということであった。

指定管理者側としては減免の適用についてその都度利用者への説明などを行っ

### 【県教育委員会の対応】

- ・平成 22 年 1 月、指定管理者に対し、利用許可申請書の様式を変更し、利用者に減免理由の記載を求めると、月毎に提出される業務報告書に利用料金の減免件数や減免額を記載することを指示しました。
- ・平成 22 年 5 月に実施したモニタリングの際に、適正に実施していることを確認しました。

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

ているため適切に実施されているとの認識であったが、利用者から減免の申請書等の提出を受け、保管を実施することは利用者の条件が減免の取扱いに準拠したものであることを確認するとともに、減免の手続が適切に実施されたことを示す根拠となる。

今後は現在使用している利用許可書の様式を変更して減免理由の記載を求めるなどにより、利用料金の減免についてより適切な管理を実施していくことが望まれる。

【指定管理者の対応】

- ・平成22年度から、利用許可申請書を、減免理由の記載を求める様式に変更し、毎月の業務報告において、利用料金の減免件数や減免額の報告をしています。

(4) 県有備品の管理について【意見】

県と指定管理者は毎年度県から指定管理者へ貸与する物品について無償物品貸与契約を締結している。

廃棄を行った場合を含めて貸与物品についての異動があった場合は県に報告することとなるが、特定の備品について廃棄すべきとの判断がなされたものの、指定管理者の側から県に貸与物品のリストから消去する旨の申請が実施されておらず、平成20年度まで県からの貸与物品のリストに計上されたまま物品貸与の契約書が締結されている状態にあった。

今後は、指定管理者の側で廃棄すべきとの判断がされた場合においては、速やかに県に対して備品の廃棄申請を提出するとともに、提出すべき廃棄の申請書が漏れなく提出されたことを確認するために現物確認を実施した際の資料にその後の顛末を記載することなどによりフォローアップを確実に実施することが望まれる。

なお、当該備品については平成21年度に指定管理者から廃棄の申請がなされ10月21日に県の備品台帳からの削除処理が完了したとの報告を受けている。

【県教育委員会の対応】

- ・平成22年1月、指定管理者に対し、県有備品が不用となった場合には、遅滞なく申請書（「県有物品の減の申請」）を提出すること及び、無償物品貸与契約を締結する際には、指定管理者側で現有備品と貸与備品台帳を突合することを指示しました。
- ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認し、平成22年12月には、管理状況の聞き取りや現物の確認をしました。
- ・申請があった際には、三重県会計規則に沿って適切に処理を行います。

【指定管理者の対応】

- ・平成22年4月に、無償物品貸与契約を締結する際に、現有備品と貸与備品台帳を突合しました。
- ・また、県有備品が不用となった場合には、遅滞なく申請書を提出します。

教育委員会  
(財)三重県  
体育協会

2.4. 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及びびスポーツガーデン体育館

(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、内容の確認は目視で行っているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時に

【県教育委員会の対応】

- ・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況等について現地確認を行います。

教育委員会

|  |  |                                       |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>おける手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。</li> </ul>  |                                       |
| <p><b>(2) 指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】</b></p>  |  |                                       |
| <p>平成20年度において三重県営鈴鹿スポーツガーデンでは庭球場予約管理システムを構築しており、当該システムは鈴鹿スポーツガーデンのテニスコート利用者の利便性を高め、予約管理に関する事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものであり、指定管理者の固定資産台帳に登録がなされていた。</p> <p>しかし特定の施設における予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではないと考えられる。</p> <p>今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにするなどの取り扱いを明確にすることが望まれる。</p> | <p><b>【教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理に必要な不可欠であり、かつ転用不能なシステム等を含めた資産の所有権については、指定管理者が長年の経験や当該施設の管理におけるノウハウを活用して構築した場合もあり、一律に取り扱いを明確にすることは容易でないと考えます。次期（平成26年度以降）の指定管理者の選定に際して、募集要項における予約管理システム等の所有権に関する取り扱いなどについて県と指定管理者との間で協議していきます。</li> </ul>  | <p>教育委員会</p>                          |
| <p><b>(3) 各施設の日計表の不備について【意見】</b></p>   |  |                                       |
| <p>各施設の収入については、指定管理者が規程に準ずるものとしている「現金収入処理概要」に基づき日計表を作成している。日計表が「現金収入処理概要」に沿って処理されているかを確認したところ、担当者と確認者の印が同じである、経理担当者の押印がない等の不備が散見された。</p> <p>一般に、現金を取り扱う業務は、他の業務よりも不正リスクが高い業務であると考えられる。そのため、「現金収入処理概要」に基づいた処理を行うよう周知徹底することが望まれる。</p>  | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1月、指定管理者に対し、各施設の日計表の処理を含め、現金を取り扱う業務については手続きに則った適正な事務を行うよう徹底することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年8月の監査の指摘以降、現金収入処理概要に基づき、担当者とは異なる職員が適正に確認を行うように改善し、チェック機能を強化しました。</li> </ul> | <p>教育委員会<br/><br/>(財)三重県<br/>体育協会</p> |
| <p><b>(4) 再委託先の選定理由について【結果】</b></p>  |  |                                       |
| <p>指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。</p> <p>そのため三重県営鈴鹿スポーツガーデンにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札に</p>   | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1月、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示しま</li> </ul>   | <p>教育委員会<br/><br/>(財)三重県<br/>体育協会</p> |

より契約を締結すべきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が4業務把握された。

このうち水泳場監視業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

**(水泳場監視業務)**

契約期間内では水難事故等を未然に防止し、利用者からの意見に対しても早急な改善を行い業務を適正に遂行してきたこと、また担当業者は恒常的に従業員の資質向上を図っていることから、施設運営上のリスクを限りなく抑えるためには過去の経験と実績が重要であり、競争入札にすると施設に関する知識や経験のない業者との契約となることが懸念されると判断し、平成17年度の競争入札を最後に以降は随意契約により契約を締結している。

上記の業務は他の業者では業務を遂行することができないか検討した末に随意契約によっているものではなく、従来から行っている業者の実績を重視し随意契約としているが、随意契約によることが適切であるとされる事由には該当しないと考えられる。

残る3業務については平成19年度から供用開始となった体育館の管理運営業務であり、平成18年度に契約済みの既存の施設管理運営業務に関連して実施することにより一体的・効果的な管理が図れるとの考えから、契約済みの既存の施設管理運営業務に関する契約の一部を変更する形で随意契約を締結している。

水泳場監視業務については原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられる。ただし、当該委託先は、平成21年度以降当指定管理業務における共同提案者となっている。

今後新たに1,000千円以上の業務委託を行う場合において一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

した。

- ・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。

**【指定管理者の対応】**

- ・管理業務にかかる予定価格1,000千円以上の再委託については、平成22年度から原則として一般競争入札により契約を行うように改善し、平成22年度については一般競争入札により契約を行いました。今後やむを得ず随意契約による契約を行う場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めます。

**2.5. 三重県営総合競技場**

**(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】**

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月例報告において利用者数、利用団体、実施事業の状況などが報告されており、目視で内容の確認はおこなっているものの確認内容についての文書化は行っていないとのことであった。また、年度末において提出を受ける事業収支決算報告書についても支出の検証は特にしていないとのことであった。

少なくとも、年度末においては、現地視察を兼ねて事業収支報告書の記載の事実に関する検証を実施のために、施設を訪問することが望まれる。施設訪問時に

**【県教育委員会の対応】**

- ・平成22年度から、いつ誰がモニタリングを行っても同水準の手続による検査を行えるようマニュアルを作成し、指定管理者が四半期毎の業務報告書を提出する際に、マニュアルを使用した業務の網羅的なチェックを現地訪問により実施するように改善しました。また、年度末には、年度協定書で定める業務の履行状況

教育委員会

おける手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

等について現地確認を行います。  
 ・事業収支については、県教育委員会において事業収支報告を受けた際に内容確認を行っています。

## (2) 施設の修繕管理の適切な実施について【意見】

三重県営総合競技場では陸上競技場のほか体育館やトレーニングセンターといった施設を保有しており、施設運営を行っていく上で利用者の安全面の確保などの観点からも適切な修繕の実施が重要と考えられる。

県と施設管理団体が締結している協定書の中では、1,000千円以上の修繕費の負担は県と管理団体の協議で負担を決めることとしており、施設管理団体において修繕が必要と考えるものに関して施設整備要望一覧を作成して県との協議を行って修繕を行っている。

しかし、施設の性格上大規模かつ高額な修繕が必要となる案件が多く、施設整備要望一覧に記載されているものの体育館本館の屋根ふき替えなど必ずしも要望とおりには修繕が実施されていない状況となっている。

施設の実際状況を確認するため現地視察を行ったところ、一部の施設については老朽化がすすんでおり、雨漏りやひび割れ等が発生していることが確認された。

建築基準法に基づく特殊建築物定期点検において発見されたものについて法律上改修が必要と判断される内容及び緊急に修繕が必要と判断される内容については適時に改修がなされているものの、定期点検結果報告書の中では体育館におけるコンクリート剥落の可能性に対する指摘など補修、改善等を要する項目が記載されている。

修繕の予算確保については県の財政状況に左右されるという制約は生じるが、利用者の利便性や施設の安全管理面を考慮することは重要であり、県としても当該施設に関する修繕の必要性についてより詳細な検討を実施しその実施の必要性について判断過程を明確にすることが今後の計画的な修繕の実施に有用と考えられる。

### 【県教育委員会の対応】

・県営総合競技場の陸上競技場は本県唯一の日本陸上競技連盟の第1種公認競技場であり、公認を継続するために必要な改修工事については、引き続き所要の予算を計上して適切に実施していきます。また、施設の効率的な管理運営と利用者の安全確保を図るため、必要な修繕を計画的に実施していけるように、引き続き中長期の大規模修繕等の計画を策定するとともに、修繕の必要性等について県と指定管理者の間で協議を行っていきます。

教育委員会

## (3) 再委託先の選定理由について【結果】

指定管理者である三重県体育協会では予定価格が1,000千円を超える契約であっても三重県会計規則第73条が準拠する地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができるものとして処理している。

そのため、三重県営総合競技場の指定管理業務の再委託契約について予定価格1,000千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結す

### 【県教育委員会の対応】

・平成22年1月、指定管理者に対し、管理業務の再委託に関して、予定価格1,000千円以上の案件については、指定管理者において一般競争入札により契約を行うことを原則としていることから、随意契約により締結する場合は説明責任が果たせるよう、適正かつ具体的な理由に基づいて事務処理を行うことを指示する

教育委員会

(財)三重県  
体育協会

べきであるが、予定価格が1,000千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が3業務把握された。当該業務に関して随意契約により契約を締結している理由の確認を実施したところ、地方自治法施行令167条の2に列挙された事由に該当するか不明確であった。中には契約時に見積書も入手せず、契約を締結している案件も1件把握された。

これらの委託業務を随意契約とする理由は下記のとおりであった。

**(ア) 自家用電気工作物の保安業務**

三重県総合競技場の建設時に導入した業者が作製したものであるため、他の業者では適切な保安業務ができないと判断し、随意契約により契約を締結している。

**(イ) 警報警備機器等による警備業務**

警報警備機器を導入した業者が警備を行うことが適切と判断している点に加え、仮に警備業務を請け負う業者を変更した場合には警報警備機器の入れ替えが必要であるため、一般競争入札によっても現在担当している業者より安価で適切な警備を行うことは考え難いと判断し、随意契約により契約を締結している。

**(ウ) 大型表示設備の保守点検業務**

陸上競技場に設置されている大型表示設備を導入した業者が引き続き保守点検を行うことが適切であると判断し、設置以来随意契約により契約を締結している。

いずれも原則として、一般競争入札により委託する業者を選定すべきものであると考えられるため、一般競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

とともに、契約時に見積書を徴取せずに締結していた案件については、今後このような事務処理を行うことがないよう留意することを指示しました。

・平成22年4月には、適正に対応されていることを確認しました。

**【指定管理者の対応】**

・管理業務にかかる予定価格1,000千円以上の再委託については平成22年度から原則として一般競争入札により契約を行うように改善し、平成22年度については一般競争入札により契約を行いました。

今後やむを得ず随意契約による契約を行う場合は、理由について具体的かつ明確な記述による文書として残し、透明性及び公平性の確保に努めます。

・指摘を受けた3件の委託業務については、平成25年度までの複数年契約となっており、変更契約を行うと契約金額が増えることから、現行の契約のとおりとしましたが、次回の契約時に一般競争入札を実施し、適切な事務処理を行います。

**(4) 利用料金の減免について【結果】**

利用料収入の管理台帳を閲覧したところ、減免の対象となっていない団体の構成者のトレーニングセンターの使用料を県との協議を行わないまま実行していた。この使用料の減免措置を行う場合には、事前に県との協議が必要である。したがって、減免を実行する場合には、県との協議を行った上で基本協定書に減免する対象として規定するか又は、料金表にも減免対象団体として記載するか、あるいは、減免の対象から外すことで他の利用者との利用料金との平等性を確保するか、いずれかの対応をとることが必要である。

**【県教育委員会の対応】**

・平成22年1月、指定管理者に対し、減免対象でない団体構成者の利用料金を県との協議を行わないまま減額していたことは、指定管理に関する協定書に反する行為に該当し不適切であるので、早期に是正を図ることを指示し、適正に対応されていることを確認しました。

**【指定管理者の対応】**

・当該案件については、平成22年1月から利用規定に基づいた利用料金を徴収するように改善しました。今後、新たな減免対象について検討しなければならない場合は、県と協議を行ったうえで利用規定を改定し

教育委員会  
(財)三重県  
体育協会



|   |  |                                     |  |
|---|--|-------------------------------------|--|
|   |  | ます。                                 |  |
| <b>(5) トレーニングセンターの利用時間管理について【意見】</b>  |  |                                     |  |
| <p>トレーニングセンターの利用料金は時間単位で規定されているが、規定の時間を超過して利用している利用者がある場合であっても追加料金の徴収が行われていない。トレーニングセンターの利用者の監督は主に利用者が券売機で購入した利用チケットを利用開始時に受付で受け取るのみであり、各利用者が何時間利用しているのか把握しておらず、利用時間に応じた料金の徴収が行えていない。実質的に1時間の利用券で何時間でも利用することが可能な状態となっている。</p> <p>例えばトレーニングセンター利用者から利用チケットを受け取ると同時に利用者開始時間を記入してもらい、退出する際に退出時間を記入してもらうことにより利用時間を把握し、利用時間に応じた利用料金を収受することが望まれる。</p> | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、トレーニングセンターの利用時間管理について、利用者サービスの低下につながる範囲で利用時間の把握ができるよう、事務処理の改善を図ることを指示しました。</li> <li>平成23年1月には、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレーニングセンター利用者の利用時間について調査したところ、ほぼすべての利用者が2時間利用しており、1時間以内の利用者は非常に少ないことから、平成23年1月から、特に1時間の利用券を使用する利用者については、トレーニングセンターの係員が利用開始時間、退出時間をチェックすることにより、利用時間を把握し、適正に利用料金を収受していくように改善しました。</li> </ul> <p>なお、利用規定の見直しについては、2時間単位の利用料金とすることは、1時間の利用者にとって不利益となることから、行わないこととしました。</p> | <p>教育委員会</p> <p>(財)三重県<br/>体育協会</p> |  |
| <b>(6) トレーニングセンターの定期券及び回数券の管理について【意見】</b>   |  |                                     |  |
| <p>トレーニングセンターの定期券及び回数券は三重県体育協会が作成しているがこれらの継続的な受払記録である管理簿との照合が行われていない。</p> <p>定期券や回数券はトレーニングセンターの利用が可能な金券であるうえに定期券や回数券を自ら作成しており、作成後に連番による管理もなされていないため職員により着服され、不正に利用される可能性がある。</p> <p>作成した定期券や回数券には連番を付し、作成・交付状況を連番により管理すべきである。さらに作成している管理簿の記帳者以外の者が現物と管理簿の照合を定期的に行い、不正に着服されることの無いような体制づくりが望まれる。</p>   | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、トレーニングセンターの定期券及び回数券は金券に相当するものであると再度認識を徹底し、連番を付して管理することで担当者以外の者がいつでも照合できるよう、事務処理の改善を図ることを指示し、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期券及び回数券の帳簿との番号照合については、平成22年1月から番号を記載し、帳簿照合を行うように改善しました。また、定期的に管理職である所長等が現物と管理簿の照合を行うように改善しました。</li> </ul>   | <p>教育委員会</p> <p>(財)三重県<br/>体育協会</p> |  |

|   |   |                                |
|---|---|--------------------------------|
| <p><b>(7) 預金残高の確認について【結果】</b></p> <p>「財団法人三重県体育協会会計規程」(以下「体育協会会計規程」とする)の第33条において、「出納員は、毎月末、預貯金について指定金融機関の残金証明書の残高と帳簿の残高とを照合しなければならない」と定められているが、現状においては、毎年度末のみ帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合が行われており、毎月末には入手されていなかった。このことは、「体育協会会計規程」に反している。</p> <p>しかし、管理面からは、毎月末においては、預金通帳の記帳が漏れなくされていれば預金通帳と帳簿との照合で手続として足りると考えられる。また、費用面を考慮しても、一般的には残高証明を金融機関から入手するには毎回手数料がかかることになる。</p> <p>以上のことからすれば、現状として「体育協会会計規程」違反としての指摘はあるが、費用対効果の観点からは、むしろ、現状の「体育協会会計規程」の第33条を実務に合わせて改訂することが望まれる。</p> | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、(財)三重県体育協会の会計規程で定める毎月末の帳簿上の預金残高と金融機関発行の残高証明書との照合について、実務との整合を図り不要とする方向で改訂を検討することを指示し、(財)三重県体育協会の会計規程が改正されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月に(財)三重県体育協会の会計規程第33条を改正し、決算月以外の月については、通帳残高にて、残高証明書に代えることができることとしました。</li> </ul> | <p>教育委員会</p> <p>(財)三重県体育協会</p> |
| <p><b>(8) 料金收受業務のマニュアル化について【意見】</b></p> <p>料金收受をはじめとする日常の出納業務については、各担当者の経験に委ねられており、マニュアルや手順書といった形での文書化がなされていなかった。</p> <p>今回の調査に当たって、料金收受業務についてヒアリングを実施したところ、手続的には過不足なく行われているという印象であった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。</p> <p>したがって、料金收受業務について、マニュアルや手順書といった形での文書化をすることが望まれる。</p>  | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、現在行っている現金收受業務に関する手順を整理し、マニュアル(手順書)を作成することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで使用していた方法を整理したうえで、平成22年1月に業務マニュアルを作成し、担当外の職員が業務を行う場合でもマニュアルに基づき適正に執行できるように改善しました。</li> </ul>   | <p>教育委員会</p> <p>(財)三重県体育協会</p> |
| <p><b>(9) 日常点検の文書化について【意見】</b></p> <p>体育館や周辺施設において、毎日戸締り等、日常的に点検がされているが、各担当者の経験に委ねられており、チェックリスト等文書での点検の痕跡が残されていない。</p> <p>日常の点検業務についてヒアリングを実施したところ、手続的にはほぼ決まった項目につき、担当者による点検が行われており、異常があった場合には日報に記入しているとのことであった。しかし、仮に他の職員が実施した場合に同等の手続が担保されるかどうかという点については、不安が残ると言わざるを得ない状況である。</p> <p>したがって、日常点検業務について、チェックリスト等の形での文書化をする</p>  | <p><b>【県教育委員会の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月、指定管理者に対し、日常の点検業務について、現状の対象項目を整理したうえでチェックリストを作成し、それを使用して実施することを指示し、適正に対応されていることを確認しました。</li> </ul> <p><b>【指定管理者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施していた内容を整理したうえで、平成22年1月に業務マニュアルを作成し、担当外の職員が</li> </ul>  | <p>教育委員会</p> <p>(財)三重県体育協会</p> |

ことが望まれる。

業務を行う場合でもマニュアルに基づき適正に執行できるように改善しました。

## 7 審議会等の審議状況（平成22年11月25日～平成23年2月13日）

### 1 三重県教育職員特別免許状授与審査委員

|           |  |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県教育職員特別免許状授与審査委員   |
| 2 開催年月日   | 平成23年1月25日   |
| 3 委員      | 伊藤 眞澄 伊藤 靖男 上垣 渉<br>梶原 久代 長井 良子 樋口 小夜子<br>山中 保一<br><br>(出席者7名)                                       |
| 4 諮問事項    | 特別免許状授与の検定について   |
| 5 調査審議結果  | 任命権者より、推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請1件について審査を行いました。審査の結果、特別免許状授与の検定について、合格とすることが妥当である旨の意見書が、三重県教育委員会へ提出されました。 |
| 6 備考      | 次回開催日：予定なし<br>今後の予定：特別免許状の申請があり、審査の必要がある場合に開催  |

## 2 三重県障害児就学指導委員会

|           |  |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県障害児就学指導委員会  |
| 2 開催年月日   | 平成23年 1月12日  |
| 3 委員      | <p>会 長 栗原 輝雄<br/>         副会長 樋口 和郎<br/>         委 員 西田 寿美                    他7名</p> <p style="text-align: right;">(出席者10名)</p>   |
| 4 諮問事項    | 平成23年度の特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について   |
| 5 調査審議結果  | <p>市町教育委員会から提出された個々の幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書について調査を行い、県立の特別支援学校に就学することが適切であるかの判定と、学校指定に関する調査や審議を行いました。</p> <p>三重県教育委員会に対して、その調査や審議をもとに、109名の幼児・児童・生徒に係る学校指定について建議が行われました。</p> |
| 6 備考      | <p>本年度の開催は終了<br/>         (ただし、県外からの転学等により、今後、審議を要する場合は、委員長が各委員と連絡をとり、適宜対応する。)</p>   |

### 3 三重県文化財保護審議会

|           |  |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県文化財保護審議会  |
| 2 開催年月日   | 平成23年1月13日   |
| 3 委員      | 会長 菅原 洋一<br>副会長 植木 行宣<br>委員 島田 敏男 他9名<br>(出席者12名)            |
| 4 諮問事項    | 三重県無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事について                           |
| 5 調査審議結果  | 三重県無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事について、三重県教育委員会に対して建議が行われました。    |
| 6 備考      | 次回開催日：平成23年2月17日<br>今後の予定：上げ馬神事については平成23年度も引き続き調査が実施される予定です。 |